

本日はありがとうございます

北星・原発問題講演会(第28回)

「放射能汚染防止法」はなぜ必要か、

—原発による放射能汚染は公害である、
罰則のある法律を制定しよう—

2017年2月24日

山本 行雄

- * 今日は、これまで集会などで行ってきた報告を追体験していただくような内容になっています。
- * 放射能汚染を公害として取り組む運動は、地味ではありますか、全国に広がりつつあります。
 - * 熱心な取り組みの中に女性が多いのが特徴です。なお、弁護士中心の運動ではありません。
 - * 運動を理解いたくため神奈川の「参加システム研究会」への寄稿2枚を配布しています。お持ち帰りいただき目を通していただければ幸いです。

yan am oto

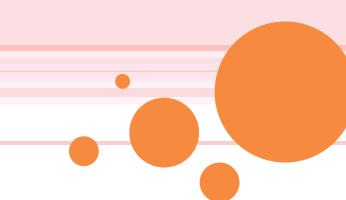
- 1 -

放射能汚染防止法を制定しよう

基本を知って、できるところから取組む

<内容の要点>

- 話の流れ
- 原子力の負の側面と3つ法律分野
 - 安全対策:原子力基本法、防災対策、公害対策:環境基本法
 - 原子力基本法は、濃度規制と線量規制、事故が起きても責任を負わない
- 事故後、国会は法制度の不備にどう反応したか、
- 放射性物質の公害性はどう整備すべきか、
- 公害規制法の基本構造
 - 環境基本法の適用にどんな意味があるのか、
 - 放射性物質への具体的適用を考える
 - 現在の3つの課題への応用と運動の現状
- 日本の公害法体系は進んでいる
 - 1.汚染廃棄物、2.被災者の救済、3.原発再稼働
- 全国に広がる運動
 - できるところからやろう、市民運動の経験から
 - 我々は未来に生きる人々に対する加害者



yan am oto

- 2 -

yan am oto

注水機能喪失

切迫した問題もあり、論点が
やや多めになっています。

法律論は聞いている方が疲れ
ます。

大きなイメージでとらえていたた
ければ幸いです。

yan am oto

- 3 -

全面緊急事態

平成26年度原子力総合防災訓練実施成果報告書<内閣府>
以下のような訓練の様子を写した写真が添付されている。



yan am oto

- 5 -

緊急事態宣言

<内閣総理大臣>

屋内待避

緊急輸送



住民避難



一時移転



yan am oto

- 4 -

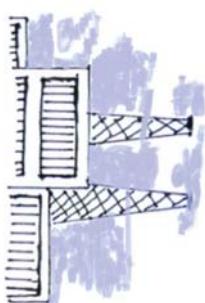
志賀原発防災訓練

2014. 11. 2~3志賀原発防災訓練から

震度6強地震発生 送電鉄塔倒壊

外部電源喪失

非常用ジーゼル発電機停止



屋内待避

緊急輸送



住民避難

一時移転



yan am oto

- 6 -

終了

防災訓練終了

終わった……

*自宅に帰り
*畑に出

*漁場に船を出し

*出勤し
*通学

*保育所、幼稚園に通う



議長 内閣総理大臣
原子力防災会議

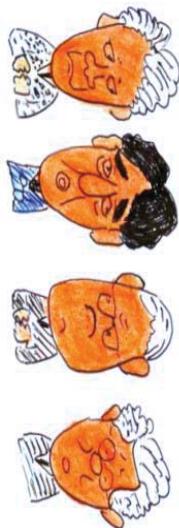
yan am oto

- 7 -

訓練が終われば

実際に起きたら
その後どうなるんですか？

?



yan am oto

- 9 -

日常生活に戻る

.....しかし

家畜はどうなるのですか？
漁業は？ 学校は？ 病院は？
保育所は？ 役場は？

?



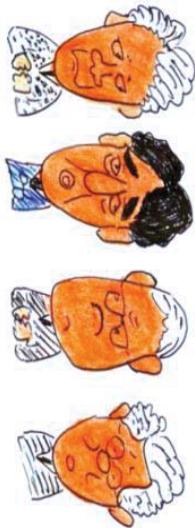
yan am oto

- 8 -

この疑問は、原子力施設全部に及び
汚染＝過酷事故ばかりでなし

汚染した者の責任はどうなりますか？

？ ？ ？ ？



yan am oto

- 11 -

結局、住民はどの法律で
どのように
守られているのですか？

？ ？ ？ ？



yan am oto

- 12 -

原発の問題は
放射能汚染の問題

当たり前すぎる疑問
汚染に応える法律にな
なっていない。

人間の生活が
無視されている。

..... ない

yan am oto

- 13 -

- * 汚染水の垂れ流しを取り締まる法律は？
- * 原発の運転中の海洋汚染を取り締まる法律は？
- * 汚染廃棄物のズサン管理を取り締まる法律は？
- * 再処理施設の海洋汚染を取り締まる法律は？
- * 学校や保育所の近くで汚染廃棄物焼却を禁止する法律は？

法律家でない人からも

日本は法治国家なのか！



憤りの声があがっている

yan am oto

- 15 -

では、法律はどうなっているのか

ここからは

原発に係わる法律の

大枠の

説明に入ります。



原子力の負の側面三つの法律分野

①安全対策 ②防災対策 ③公害対策

原子力
基本法

災害対策
基本法

~~環境
基本法~~

原子炉等
規制法その他
その他の

原子力災害特措法
福島復興再生特措法
その他の

~~大気汚染防止法
水質汚濁防止法
土壤汚染対策法
その他の~~



放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の
汚染の防止のための措置については、
原子力基本法とその他の関係法律の定めるところによる
(削除前の環境基本法13条)

yan am oto

- 17 -

原子力基本法以下の法律は

公害規制の法律ではない
公害規制もなされていない

法律の世界から原発による
放射能汚染という課題は



yan am oto

- 16 -

yan am oto

- 18 -

放射能汚染という課題は
公害規制法の世界から消えた

安全 防災 (公害・汚染=空白)

その結果、原子力の問題は
安全性と防災の問題にほぼ限定され
汚染は法的課題から外されてきた。
* 「原子力公害」という言葉も死語化し、
一般の人も、**原発=安全性、防災**という
枠組みで捉えるように習慣づけられた。

yan am oto

- 19 -

では

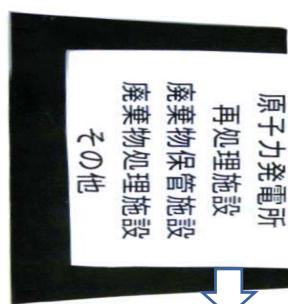
原子力基本法以下の法律は
人と環境をどう扱っているか



二段階で理解するとわかりやすい

原子力施設

原子力発電所
再処理施設
廃棄物保管施設
廃棄物処理施設
その他



<ばらまく>

<被曝>

①排出
どれだけの量
排出したか

②被曝
その結果浴び
た放射線でどれ
だけ身体に影響す
るか

<濃度規制>
ベクレル単位

<線量規制>
シーベルト単位

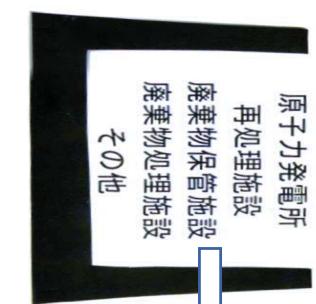
yan am oto

- 21 -

あるのは濃度規制と線量規制だ

原子力施設

原子力発電所
再処理施設
廃棄物保管施設
廃棄物処理施設
その他



① 排出
どれだけの量
排出したか
薄めて捨てれば
よい量規制無し
るか

濃度規制
違反に罰則無し

線量規制
違反に罰則無し

yan am oto

- 20 -

yan am oto

- 22 -

「ばらまく段階」=濃度規制 = 希釈・拡散政策

「ばらまく」量を規制せず、薄めて捨てれば良いという考え方。
濃度規制 ↓ 量の規制無し
= 薄めて捨てればよい。
しかも、濃度規制違反に罰則無し
大気・河川・海洋に広く分散させれば
人に害を及ぼさないという考えが広く採り入れられている。

希釈・拡散政策

yan am oto

- 23 -

原発の公衆線量規制の例で見る 1ミリシーベルトはどう決められているか

保安規定



yan am oto

- 25 -

まとめ：原子力関係法

責任なき濃度規制と線量規制

公衆は被曝からどのように守られているのか
↓
ばらまいても
被曝させても
そのことに



そこに福島第一原発事故発生

よく知られている1ミリシーベルトはどう決められているのか？

yan am oto

- 24 -

yan am oto

- 26 -

では

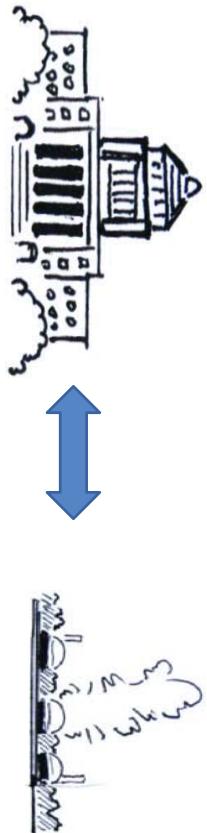
事故を受けて
立法機関である国会は
このような
法制度の不備
についてどのように反応したか



yan am oto

- 27 -

177国会



177国会 水質汚濁法改正 2011. 6. 10 附帯決議

環境省が、国民の負託に応える
行政を法に基づき遂行できるよう
…放射性物質に係る適用除外
規定の見直しを含め、体制整備
を図る。

さらに

2011.8. 30汚染対処特措法附則
「法制度の在り方にについて抜本的見直し」

yan am oto

- 29 -

放射性物質適用除外規定 環境基本法13条削除

2012. 6. 27

放射性物質は法律上
公害原因物質に位置づけられた。
この位置づけで法整備に取り組むこと
になつた。

水質汚濁防止法
改正案審議中

東京電力
福島第一原発

参照：福島県環境基本条例改正条文説明「放射性物質が、
公害の原因物質に位置づけられたため……」

yan am oto

- 28 -

yan am oto

- 30 -

～現在まで、法改正状況

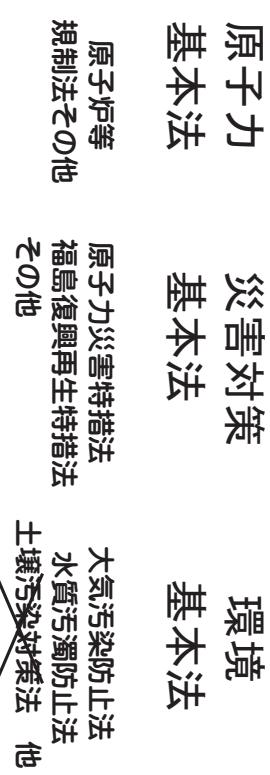
- ① 放射性物質適用除外規定削除
- * 環境基本法
- * 大気汚染防止法
- * 水質汚濁防止法
- * 環境影響評価法、その他
- <土壤汚染関係法除外規定未改正>
大気汚染、水質汚濁の環境基準、規制基準
は未整備、従って罰則無し
(常時監視・公表のみ)>
- <基本法適用、実施法未整備の状態>
法整備はまさにこれから

yan am oto

- 31 -

原子力の負の側面三つの法律分野

- ①**安全対策**
- ②**防災対策**
- ③**公害対策**



yan am oto

- 33 -

特に重要なこと(その1)

放射性物質の公害法はどういうに整備すべきか

理想論は、いつたん脇に置いて、
現在の法律の構造に沿って
考えていきます。

原子力基本法以下の法体系
環境基本法以下の法体系
この二つの法律をはっきり区別する

まず、基本の確認から



yan am oto

- 32 -



yan am oto

- 34 -

確認：原子力基本法は産業の振興法

原子力基本法

原子炉等規制法

その他の原子力関連法

原子力基本法1条 原子力利用…・産業振興とを図り…

yan am oto

- 35 -

確認：環境基本法は産業規制の法律

環境基本法

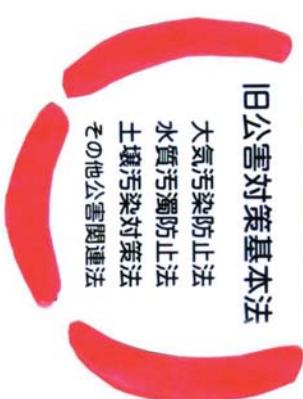
旧公害対策基本法

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

土壤汚染対策法

その他公害関連法



環境基本法2条3項

=公害・事業活動…によつて…被害が生ずること

公害国会 産業との調和条項全部削除

yan am oto

- 36 -

特に重要なこと(その2)

公害規制の関係法について

國民が法を生み出した
歴史を念頭に置くこと



yan am oto

- 37 -

公害法の生成 公害国会？どんな時代？
ネットの「映像」→「公害」で検索するとおびただしい被害記録情報の画像が現れる。



偏見と差別のなかで被写体となつた人々の
苦しみ・勇気 →法律を生み出した原動力
→産業公害対策特別委員会→公害国会

yan am oto

- 38 -

こうして形成された公害規制法は どんな仕組みになつているか

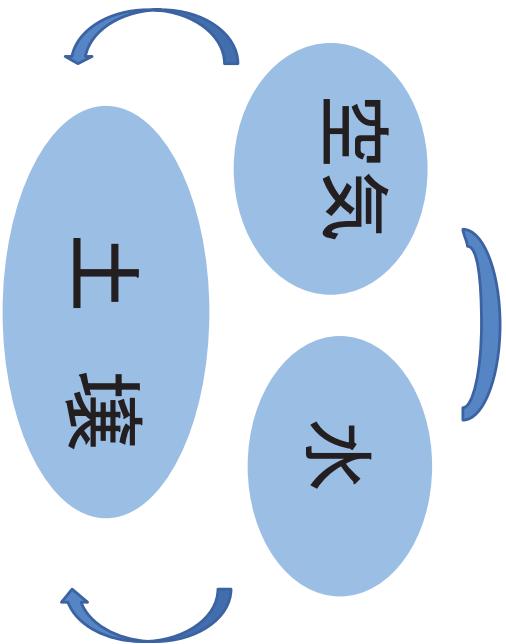
以下、公害国会で
体系化された
公害規制法の
仕組みを概観します。



yan am oto

- 39 -

基本の確認から：空気・水と土壤



放射性物質は「**大気**の汚染、**水質**の汚濁、**土壤**の汚染のた
めの措置」について適用除外としてきた(環境基本法13条)

- 法規制の基本型
- ① 大気と水質の汚染を規制する
排出に基準を設け強制する。
<出口で量を規制する>
 - ② 土壤汚染を規制する
 - ③ 汚染した土壤を除染させる



yan am oto

- 41 -

この三つの「するな」から放射性物質を適用
除外にしてきたのが環境基本法13条

yan am oto

- 40 -

関連し、これも大切：公害の規制法と関連法を区別

<公害規制の法律>

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
土壤汚染二法
(農用地土壤汚染防止法)
(土壤汚染対策法)

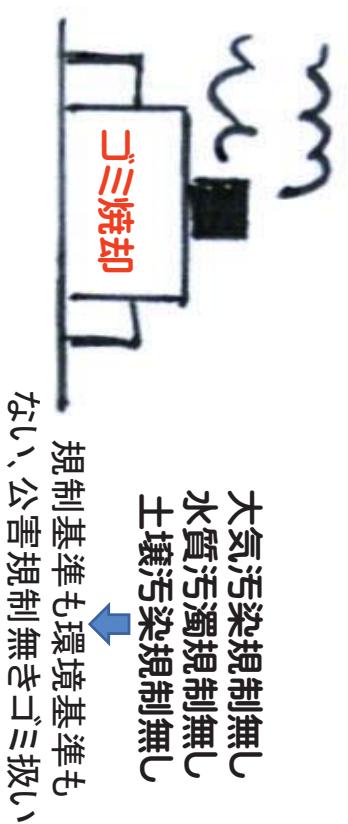
<関連する法律>

廃棄物処理法
循環型社会形成法
環境影響評価法
その他

yan am oto

- 43 -

こんなことになってしまいます



これが現実化したのが汚染対処特措法

公害規制法制度の基本構造

規制基準
罰則などで強制
この命令構造が公害規制の中心

環境基準

強制力は無いが行政の達成目標
+
常時監視
体制の整備

除染せよ

<完備されているかは別として>

yan am oto

- 45 -

実例：水質汚濁防止法の環境基準・規制基準

カドミウム

環境基準 = リットル0.003mg以下 (2011.10. 29改正)

規制基準 = 0. 03mg以下

PCB

環境基準 = 検出されないこと

規制基準 = リットル0. 0003mg以下

アルキル水銀

環境基準 = 検出されないこと

規制基準 = 検出されないこと

<規制基準には罰則>

yan am oto

- 44 -

自治体の条例制定権

確認：排出と被曝の区別

上乗せ条例

国の定めた基準より厳しい基準を定める。

横出し条例

国が定めていない公害原因物質を
独自に規制するなど。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法

ともに上乗せ横出しを条文で認めている。

yan am oto

- 47 -

放射性物質への適用

ここからは、公害規制関係法の
放射性物質への具体的適用を
考えていきます。



yan am oto

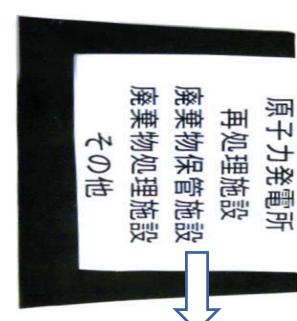
- 48 -

原子力施設

- ① 排出 ② 被曝
どれだけの量 その結果浴び
排出したか た放射線でどれ
だけ身体に影響す
るか

ベクレル単位

シーベルト単位



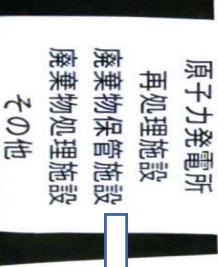
yan am oto

- 49 -

現在の原子力法は、責任なき
濃度規制と線量規制があるだけ

原子力施設

- ① 排出 ② 被曝
どれだけの量 その結果浴び
排出したか た放射線でどれ
だけ身体に影響す
るか



濃度規制

違反に罰則無し

線量規制

違反に罰則無し

yan am oto

- 50 -

放射性物質への規制・応用

るべき放射性物質の規制基準・環境基準

基準を設けて強制する = **規制基準**
(大気汚染防止法
水質汚濁防止法)



yan am oto <土壤関係の公害法適用と規制基準・環境基準、除染>

放射性物質の基準(比較的容易)

排気

↑
原子力施設

原子力発電所
再処理施設
廃棄物保管施設
廃棄物処理施設
その他

↓ 排水

土壤

<汚染の段階>

↑
ベクレル単位

で排出総量や
単位当たり土壤

汚染度を表すこと
ができる

yan am oto

①

大気汚染防止法・水質汚濁防止法

* 基本 = 出口における総排出量規制

* 例: セシウム

環境基準・規制基準とも「検出されない」とすること。(通常運転では排出はない)

②

適用施設

原発、再処理施設・廃棄物施設などすべて

* 土壤汚染については適用除外規定の削除と除染義務などの整備

yan am oto

- 53 -

被曝段階の規制基準・環境基準

例 規制基準、環境基準に相当する原子力法の数値は

規制基準 = 年 1mSv (罰則)

環境基準 = $50\mu\text{Sv}$ ($0.05\text{mSv} = 1\text{mSv}$ の20分の1)

* 仮に同じ数値になるとしても公害法は公害法として定めることが必要。公害被害者として扱われるかどうかは決定的に違う。

yan am oto

- 54 -

以上の規制違反には

汚染にも被曝にも責任を負わない、
現在の、法制度を改める。

罰則

放射能汚染が

公害である以上当然

(ばらく段階も被曝段階も)

yan am oto

- 55 -

これも当然

公害被害者の権利と国の救済義務

放射能汚染という被害を受けた

被災者に、国は救済義務があり

被災者には、救済を求める権利

がある。

公害である以上当然

yan am oto

- 57 -

だいぶお疲れだと思いますが

現在直面している三つの課題への
応用と運動の現状に移ります。

汚染廃棄物問題

被災者の救済問題

原発再稼動問題



yan am oto

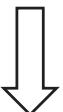
- 56 -

yan am oto

- 58 -

直面する課題①

福島事故由来廃棄物への応用

* 希釈・拡散  集約・封じ込め

* 処理・処分施設に対する「汚染規制」
大気汚染、水質汚濁、土壤汚染

規制基準、環境基準、立地規制などを整備

* 除染

* 「汚染特措法」は公害の規制法への組み替え、又は、廃止・新法が必要

yan am oto

- 59 -

ここで再確認：公害規制法と関連法を区別

<公害規制の法律>

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
土壤汚染二法
(農用地汚染防止法)
(土壤汚染対策法)



ここを整備するの
が公害規制の基本

<関連する法律>
廃棄物処理法
循環型社会形成法
環境影響評価法
基準のない汚染容認

だけではない

更に問題 汚染がれき公共事業利用

現在までの法改正は、公害規制無き
ゴミ扱い(廃棄物処理法の一部適用
＝適用除外一部解除)

yan am oto

- 61 -

大気・水質・土壤の汚染規制なし

この前提無しに廃棄物処理法を適用
したのが「**汚染対処特措法**」
8000ベクレルまで廃棄物処理法を
適用＝一般の「ゴミ扱い」

その結果、自治体の廃棄物処理・処分
施設が、環境基準も、規制基準もない
実質放射性物質の処理施設になった。
＝希釈・拡散政策を拡大応用した。

更に問題 汚染がれき公共事業利用

循環型社会形成推進規制法適用！
自治体に推進交付金で受け入れさせる
途が開かれた。

<公害規制なきゴミ扱いをやめさせる必要>

yan am oto

- 60 -

<今行われていることは？>

汚染ゴミの特質と政策=公害規制の基本視点で整理

①放射能性物質の減衰=長期自然減衰のみ

順次管理下に置きながら最終的には点に集約

→ 50年、100年～というスパンの課題

②その減衰過程において人と環境を守る

大気・水・土壤に拡散させない

③守る方法は自然減衰を時間軸に、土地利用制

限、集約管理

一旦管理下に置いた汚染物は厳重な排出規制

(規制基準・管理基準・監視・立地規制など)

例 100Bq基準: 土地利用制限・集約・管理+自然減衰>

yan am oto

- 63 -

事故由来廃棄物に対する公害規制の具体化

<大気汚染・水質汚濁の規制前提>

① 立地規制 :居住、学校、保育所、病院

水源地からの距離などの基準

② 排出規制 :セシウム「検出されない」

違反は当然罰則

③ 常時監視 :定期検査は不可

④ 管理責任 :管理責任者の明確化と

管理義務違反に対する罰則

⑤ 自治体

条例:条例による上乗せ規制
監視:立入検査権など(国の特定廃棄物も)

yan am oto

- 64 -

直面する課題② 原子力公害被災者の権利



避難者 ……札幌や岡山へ

避難指示解除 帰還政策 賠償打ち切り

20ミリシーベルト以下切り捨て
子ども被災者支援法放置状態

チエルノブリ法～5ミリシーベルト=移住選択権

yan am oto

- 65 -

法の未整備のもとで被災者が ひどい扱いを受けている

<安全>

原子力
基本法

災害対策
基本法

環境
基本法
適用

<防災>

災害対策
基本法

環境
基本法
適用

<公害>

環境
基本法
適用

防災法の枠組みで「扱う」政策
法の未整備のもとで被災者が
ひどい扱いを受けている

具
体
化
未
整
備

yan am oto

- 66 -

自然災害と原子力災害の区別

自然災害



仮設住宅

原子力災害



仮設住宅

yan am oto

- 67 -

さらに既存の法律の濫用までする国

<安全>

原子力
基本法

環境
基本法

<公害>

災害対策
基本法

環境
基本法

<公衆被曝線量> <避難基準>

1mSv 20mSv



避難基準にかかわらず
公衆被曝線量基準は1mSv

具具体化
未整備

それは違う！ 被災者には公害被害者として
の権利がある！ という声があがること

yan am oto

- 68 -

原子力公害被害者を
防災関係の法律の枠内で扱う政策

①

防災対策関係の法律
国が避難などの指示をし、住民がこれに

従う関係＝命令・服従関係が基本
＝やってやる、やってもらう関係

②
このため被災者が不安を口にするとわがまま
のように聞こえてしまう。「やってもらっているのに」「風評被害だ」「金をもらったのに」
などの攻撃を助長する。

yan am oto

- 69 -

ちょっと理屈っぽいけど知つておきたいこと

* 行政法という分野に「こうせよ(作為)」「こうするな(不作為)」と命令できる場合がある

* 原災特措法の警戒区域指定に伴う立ち退き命令は罰則付命令、避難指示は罰則はないが一方的「指示」＝やってやる、やってもらう関係

* 現行被災者支援策(住宅支援＝仮設住宅の代替提供など)もこの「枠組み」。避難指示を解除するのだから、後は勝手にしろという政策→国がおそれているのは、

yan am oto

- 70 -

公害被害者の権利と国の義務

放射性物質に環境基本法適用=ゼロから出発?
そうでない。国がやるべきことは環境基本法に
書いてある！

- 生存権の確保に基づき次のような施策を
実施する責任(1条)
- ① 基本的責務=総合的施策策定責任(6条)
- ② 人の健康と生活環境が保全されるように実施する
責任(14条)
- ③ 被害者救済措置責任(31条)
- ④ 法制上財政上の措置責任(11条)

yan am oto

- 71 -

被災者の権利の問題は

今年の原子力公害取組み月間の

最優先課題

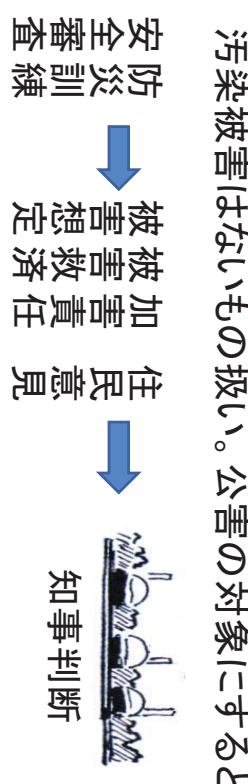
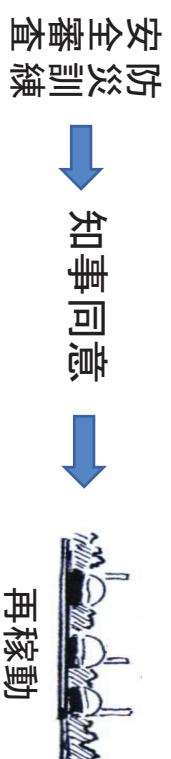
全国から 被災者には
公害被害者としての権利

があるという声を！

と呼びかけている。

直面する課題③ 原発再稼動問題

原子力公害という視点で再稼動を見ると



yan am oto

- 73 -

欠けているのは、これ

人の生活目標の問題提起
福島の被災者の立場で考える

実際に起きたら

その後どうなるんですか？

<我々は事故前の福島県民>

？ ? ? ? ?



yan am oto

- 72 -

yan am oto

- 74 -

汚染被害に目を向ける運動 全国に広がる

最後に、脱却してほしい誤解
法整備？ 日本では無理ではないか



全国に広がる地域に根ざした運動
広島県知事殿 京都府知事殿 奈良県知事殿
大阪府知事殿 滋賀県知事殿 岡山県知事殿
香川県知事殿

yan am oto

- 75 -

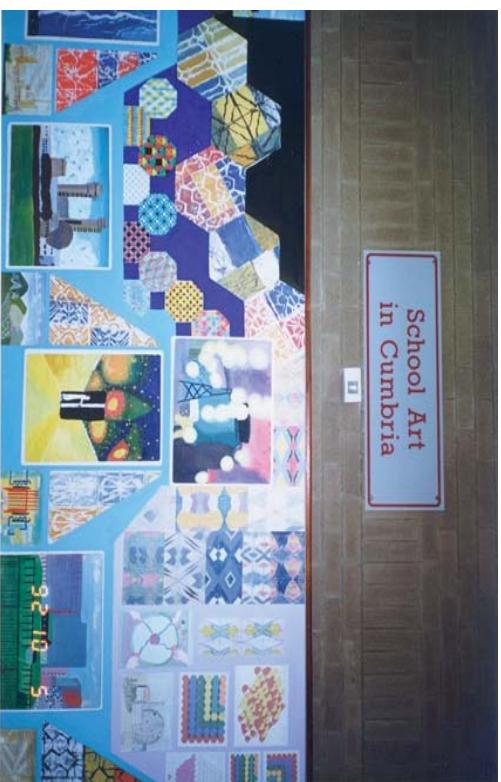
放射能汚染という課題 世界共通

この誤解は、過去の公害被害者の成果を無にします。法整備を妨げます。
日本の公害法体系=「進んでる」
日本で内発的・自発的に形成した。
法体系に自信を持ち再確認しよう。

yan am oto

- 77 -

子どもを宣伝材料に使う 先進国



yan am oto

- 76 -

クマール・サンダラムさん
日本のインドへの原発輸出問題で来日
被害に目を向け地域に根ざした運動は国境を越える

10.11.2016 事務所来訪

ドイツ産業省

1992



yan am oto

- 79 -

ドイツ環境省



yan am oto

- 80 -

我が国の原発では
 Chernobyl のような事故は起きない。
 起きないが、過酷事故を想定して避難
 マニュアルを作成している。

屋内に退避し、着替えて地下室で待機
 ラジオの情報を聞いて指示に従う…

yan am oto

- 81 -

<日本には>

- * 大気汚染防止法、水質汚濁防止法適用
 環境基準・規制基準あり、直罰あり。
- * 自治体権限
 横出し・上乗せ条例制定権明文化
- * 経済との調和条項削除
- * 汚染者負担原則
- * **世界に先駆けて制定された**
 - 公害犯罪処罰法もある
 - <日本の法律を守らせる>

yan am oto

- 82 -

ドイツ

日本の公害法を軽視すると

どんなことになるか

行政公務員は

歐米の遅れた制度に合わせて

悪法を作ることになる



環境省海外調査

=米英仏独:放射性物質について、
日本の環境基準に当たる基準は設
けられていない。

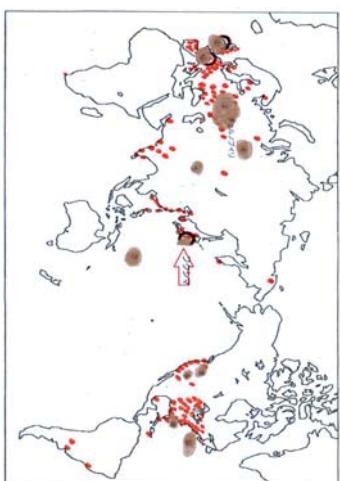
2015. 2. 13環境省報告書

どうしたら、日本が生み出した公害規制の
法律を守らないで済むか、そういう材料探し
目的の調査が行われている。

<我々は最悪の放射能汚染を起こしてしまった>

50年後100年後の人々を想像してみる。

3基の原子炉のデブリ、50基の原発の残骸、大量の
使用済燃料…今に生きる我々よりもずっとひどい状況
に直面している。我々は、未来の人々に対する加害者



世界規模で見れば

大人口を抱える中国、インドは原発大国への道を進み、
日本は世界に原発を輸出・拡大しようとしている。
国際エネルギー機関は2040年60%増と予想

未来の人は今意見を述べることはできない
これ以上地球を汚染するな
そう言われていると見えよう



汚染するな 汚染するな 汚染するな 汚染するな

未来の人々



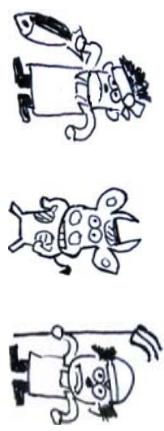
放射能汚染から人と環境を守る

地球規模の問題と意識しながら

地域に根ざした

生活実感の伴う運動で

汚染に対処する法的仕組みを目指す



yan am oto

- 87 -

最後に

法整備無しに
放射能汚染を
防げるか？

fine

yan am oto

- 88 -

防げない

yan am oto

- 89 -

yan am oto

- 90 -

60%の人と課題を共有する

① 再稼動問題

安全審査・防災に止まっている論点を
汚染被害の想定・対策に広げ、国・地方の公
の場に載せていく。

② 環境基本法改正に伴う放射性物質から人 と環境を守る公害規制の法整備に取り組む。

yan am oto

- 91 -

そのような法制度のところに 福島第一原発事故発生

汚染の責任を問う法律も
汚染に対処する法律も無い。

現実の汚染については、法律に
根柢の無い行政方針で対応。
この行政方針を法制化したのが

「**汚染対処特措法**」

文字通り「特措法」、フクシマ事故にのみ適用

yan am oto

- 92 -